

平成30年7月豪雨災害による平成30年度前期技能検定の
欠席者に対する受検手数料の返還要領

広島県職業能力開発協会

1 目的

平成30年7月豪雨災害（以下「豪雨災害」という。）の被災による、平成30年度前期技能検定（以下「検定」という。）の欠席者に対する検定手数料を返還するため、要領を定める。

2 内容

豪雨災害で直接的または間接的に被災したことにより検定を受検することができない者から申請があった場合、手数料を返還する。

3 返還対象者

(1) 直接的被災者

- ア 豪雨災害により死亡した者
- イ 豪雨災害により負傷し、受検することが困難と認められる者
- ウ 豪雨災害により自宅又は就業先が罹災した者

(2) 間接的被災者

- ア 通常想定していた交通ルートが途絶し、経済的かつ合理的な他の交通ルートでは受検会場へ参加できなかった者
- イ 他の被災者の人命救助や社会インフラの復旧など緊急性の高い業務等に従事することを余儀なくされた者

4 申請手続

受検申請者本人からの申請に基づいて行う。返還申請書（別記様式1）により、返還金額及び振込先口座を提出するとともに、申立書（別記様式2）により被災状況を報告する。

直接的被災者で罹災証明書等の公的証明を有している場合は、その写しを添付する。

なお、提出期限は、平成30年11月9日（金）までとする。

5 返還方法

口座振込とし、振込手数料は当協会が負担する。

6 返還時期

受検申請者本人から提出された「申立書」を審査の上、返還対象者として認められた場合は、平成31年1月31日（木）までに「返還申請書」に記載された振込先口座に返還する。

7 根拠規定

広島県手数料条例第5条

（手数料の返還）

第五条 既納の手数料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

以上